



2022年 8月10日

各 位

会社名 藤久ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中松 健一
(コード番号：7135 東証プライム・名証プレミア)
問い合わせ先 執行役員 企画部長 若園 和章
(TEL 052-725-8815代表)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について 2022 年 9 月 28 日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、2022 年 1 月 4 日付で藤久株式会社の単独株式移転により設立された持株会社（完全親会社）であり、全国に手芸専門店「クラフトハートトーカー」等を約 380 店舗展開する業界トップの店舗ネットワークと、100 万人を超える会員基盤を有する企業グループです。また、2022 年 7 月 1 日付の株式交換により、手芸業界屈指の出版事業と教室事業を有する株式会社日本ヴォーグ社を子会社化し、グループ拡大と業界での競争力の獲得を図っております。

このような中、当社は手芸・ハンドメイドを通して更なるグループ事業拡大や企業価値向上を目指し、当社の商号を変更することといたしました。

(2) 新商号（英文表記）

ジャパクラフトホールディングス株式会社（英名：Japan Craft Holdings Co.,Ltd.）

(3) 変更予定日

2022 年 10 月 1 日（予定）

※本商号変更は、2022 年 9 月 28 日開催予定の定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①「1. 商号の変更について」に記載のとおり、商号変更を行うため、現行定款第 1 条（商号）を変更するものです。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する株主総会資料について電子提供制度の施行日は 2022 年 9 月 1 日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容で

ある情報について電子提供処置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めるものです。また、現行の株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものです。

③上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

下線は変更箇所です

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>藤久ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>FUJIKYU HOLDINGS CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <条文の省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第20条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ジャパクラフトホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>JAPAN CRAFT HOLDINGS CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第20条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(商号変更に関する経過措置)</u></p> <p>第1条</p>

<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第1条～第3条 <条文の省略> (附則の削除))</p> <p>第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</p>	<p>定款第1条の変更は、2022年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条</p> <p>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第3条～第5条 <現行通り> (附則の削除)</p> <p>第6条 本附則、第3条から第6条は当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会決議日	2022年9月28日
定款変更の効力発生日	2022年9月28日
商号変更予定日	2022年10月1日(予定)

以上